

関税法第三条

輸入貨物（信書を除く。）には、この法律及び関税定率法その他関税に関する法律により、関税を課する。ただし、条約中に関税について特別の規定があるときは、当該規定による。

（補足）税率は原則として、協定税率、暫定税率（関税暫定措置法）、基本税率（関税定率表）の順に優先して適用されます。ただし、協定税率は、それが暫定税率又は基本税率よりも低い場合に適用されます。

2. 関税定率法

関税定率法第三条

関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。

別表 関税率表

番号	品名	税率
第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品		
二四・〇二	葉巻たばこ、シェルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	
二四〇二・一〇	葉巻たばこ、シェルト及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）	二〇%
二四〇二・二〇	紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）	八・五%及び一、〇〇〇本につき二九〇円七〇銭
二四・〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	
二四〇三・一〇	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）	
	一 パイプたばこ	三五%

3. 関税及び貿易に関する一般協定（G A T T）

関税及び貿易に関する一般協定（G A T T）第二条 譲許表

1 (b) いずれかの締約国の譲許表の第一部に掲げる産品に該当する他の領域の産品は、その譲許表が関係する領域への輸入に際し、その譲許表に定める条件又は制限に従うことを条件として、その譲許表の定める関税をこえる通常の関税を免除される。

日本国譲許表 第一部 最恵国関税率表

関税率表 番号	品名	最終税率
二四・〇二	葉巻たばこ、シェルト、シガリロ及び紙巻たばこ(たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。)	
二四〇二・ 一〇	葉巻たばこ、シェルト及びシガリロ(たばこを含有するものに限る。)	一六%
二四〇二・ 二〇	紙巻たばこ(たばこを含有するものに限る。)	八・五%及び一、 〇〇〇本につき二 九〇円七〇銭
二四・〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	
二四〇三・ 一〇	喫煙用たばこ(たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。)	
	一 パイプたばこ	二九・八%

4. 関税暫定措置法

関税暫定措置法第一条

この法律は、国民経済の健全な発展に資するため、必要な物品の関税率の調整に関し、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）及び関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の暫定的特例を定めるものとする。

関税暫定措置法第二条

別表第一に掲げる物品で平成十九年三月三十一日まで(同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内)に輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

別表第一

関税率法 別表の番号	品名	税率
二四〇二・ 二〇	紙巻たばこ(たばこを含有するものに限る。)	無税

5. 結論

実行税率は以下の通り。

紙巻たばこ : 無税 (暫定税率)

パイプたばこ : 29.8% (協定税率)

葉巻たばこ : 16% (協定税率)